

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第11号

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（令和元年秋田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「期末手当」の次に「および勤勉手当」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 条例第21条の規定により勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員の範囲は、給与条例施行規則第21条および第22条の規定の例による。この場合において、同条第1項の規定の例により勤勉手当を支給しない会計年度任用職員は、同項各号に掲げるもののほか、条例第21条第1項から第3項までに規定する会計年度任用職員のうち、基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したことによりその退職し、又は死亡した日までの任期が6箇月に満たないこととなったものとする。

第22条中「に1円」を「もしくは勤勉手当基礎額に1円」に改める。

## 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。